

起案用紙（産業建設常任委員会記録伺）

（1号）

議 長	副 議 長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	平成 30 年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	平成 30 年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 02			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ 公開）		四万十市情報公開条例第9条に該当 （ ）	
簿冊番号	04 - 04						
委員会名	産業建設常任委員会			会議年月日	平成 29 年 12 月 18 日（月）		
				会議時間	10時00分 ～ 12時30分		
出席委員	委 員 長 山崎 司			委 員 川村 一朗			
	副 委 員 長 垣内 孝文			委 員 松浦 伸			
	委 員 官本 幸輝						
	委 員 白木 一嘉			欠席委員			
	委 員 勝瀬 泰彦						
その他	議 長 矢野川信一						
	委員外議員 西尾 祐佐						
	委員外議員 谷田 道子						
執行部出席者	まちづくり課長 地曳 克介			観光商工課		原 憲一	
	" 佐川 徳和			"		田中 雄一	
	" 津野 智弘			"		宮崎 勝也	
	" 小野 宏之			産業建設課		小谷 哲司	
	" 山崎 剛						
	支所長 川井 委水						
	農林水産課 篠田 幹彦						
	上下水道課 秋森 博						
事務局	事務局長 中平 理恵						
	総務係長 桑原 由香						
記 録							
<p>平成 29 年 12 月定例会において、本委員会に付託を受けました議案 19 件、陳情 1 件の審査のため委員会を開催しました。その概要については以下のとおりです。</p>							

- まず、分割付託を受けた「第2号議案 平成29年度四万十市一般会計補正予算（第6号）」について、執行部から説明を受け、それぞれ審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

- 4款 衛生費

- 【説明：上下水道課長】4項 簡易水道費 1目 簡易水道費は、簡易水道事業会計補正予算（第3号）と関係するのでそちらで説明する。

- ※質疑なく終了

- 6款 農林水産業費

- 【説明：農林水産課長】1項 農業費 3目 農業振興費は、入田集落組織の機械購入に対する補助であり、県の追加の割り当てがあったので補正をお願いするもの。

- 機構集積協力金は県から金額の決定をいただくので今回お願いするもの。

- 799,000円の返還金は、対象地区は楠島と入田。楠島は農地の維持が困難になってきたため面積を減にする準備を28年度から進めてきており、29年度に県との調整が確定したので事案が発生してから5年間遡って返還するもの。入田は多面的機能支払交付金の長寿命化という事業に取り組んでいたが、ほ場整備で確定したので遡って返還する必要が生じたもの。

- ※質疑なく終了

- 【説明：農林水産課長】2項 林業費 2目 林業振興費は、林業事業体にGPSの測量機械を購入する事業に対して県の内示が出たので市が補助するもの。

- ※質疑なく終了

- 【説明：支所産業建設課長】3項 水産業費 2目 水産業振興費は、西部漁協に地域おこし協力隊を配置する計画で10ヶ月分予算をお願いしていたが、適した人物がいなく、11月になってやっと来ていただいたので5ヶ月分の費用の減額。

- ※質疑なく終了

- 7款 商工費

- ※説明、質疑なく終了。

- 8款 土木費

- 【説明：まちづくり課長】1項 土木管理費 1目 土木総務費は、相ノ沢川の内水対策で国の樋門の設計が少し早まった関係で、市の排水ポンプの設計を前倒しで行い、すみやかに国と歩調を合わせる。

- 【質疑：宮本委員】当初5年くらいの計画だったと思うが、かなり早まったときいたが、事業の完成はいつ頃になるか。

- 【答弁：まちづくり課長】目標は今年を含めて5年間。国交省が少しずつ、前倒しで早くやってくれるので市もそれに合わせていく。

- ※他に質疑なく終了

- 【説明：支所産業建設課長】2項 道路橋梁費 2目 道路橋梁等維持費は、西土佐地域の市道及び橋梁の維持費の補正である。今年度は台風がかなりきたので維持の予算が不足しているもの。4目 道路新設改良費は、国道441号整備促進対策で高知県の残土場の変更に伴う用地費の補正をお願いするもの。

- 【質疑：宮本委員】黒尊に入る口屋内からの道路は合併前との差がありすぎる。以前は草も刈って、側溝も整備されていた。今は側溝に落ち葉がたまって、崩れた土がかなり出ているの見える。維持のお金はどれくらい入れているか。

- 【答弁：支所産業建設課長】全体の市道橋梁の維持で900万円くらいの費用をかけているが、黒尊への道路にどれだけかかっているかということは把握していない。地域の方か

ら連絡があったり、職員が通りかかって見るなどしたら現地確認して年間契約している業者に改善策をお願いしている。

【質疑：宮本委員】 結構深い溝も落ち葉がたまっている。行き違いの時に車をおとしたら危ない。手入れが悪くなっているので、溝のふちが見えるくらいまでとってあげたら、と思う。以前とは格段に悪くなっている。水たまりだらけ。

【答弁：まちづくり課長】 建設の予算から維持の予算にシフトする時代がきているように思う。昔は地域の方々が安い賃金でやってくれていたが、高齢化してきたので市でやってくれと言われる。来年以降も予算を確保したいのでぜひお願いしたい。

【質疑：垣内委員】 町中でも側溝清掃が高齢化のためできない、というところがある。頭の中に入れておいてほしい。

【質疑：白木委員】 シフト替えしなければならないというのは、予算の枠を超える要望があるということか。

【答弁：まちづくり課長】 改良の要望が少なくなってきたというわけではない。地域の方々が協力できない時代を迎えると、予算はいくらあっても足りない。要望箇所はいっぱいある。

【答弁：支所産業建設課長】 予算の範囲内であるが、ご提案いただいた市道管理に関しては十分にしっかりやっていく。

※他に質疑なく終了

【説明：上下水道課長】 5 項 下水道費 1 目 下水道費は、下水道事業会計補正予算と関係するのでそちらで説明する。

※質疑なく終了

●11 款 災害復旧費

【説明：農林水産課長】 1 項 農林水産施設災害復旧費 5 目 林道施設現年発生補助災害復旧費は 8 月 7 日の台風で被災した林道中村大正線の災害復旧に関する事業で不足分をお願いするもの。設計を完了し、1 月には入札したいと思っている。

※質疑なく終了

【説明：まちづくり課長】 2 項 公共土木施設災害復旧費 2 目 公共土木施設現年発生単独災害復旧費、3 目 公共土木施設現年発生補助災害復旧費は、9 月 16～17 日の台風 18 号の 6 次査定が 11 月 23 日に終了した。災害に対応するため、実績を見込んでいるのでその不足分。

※質疑なく終了

【説明：まちづくり課長】 4 項 その他公共・公用施設災害復旧費 1 目 その他公共・公用施設災害復旧費は、これも災害なのでさきほどと同じ、不足する額。

※質疑なく終了

●繰越明許費

【説明：まちづくり課長】 8 款 土木費 1 項 土木管理費の相ノ沢総合内水対策はポンプの概略設計の繰り越しを行うもの。2 項 道路橋梁費は、防災・安全社会資本整備交付金事業で、1 月に入札することになり、工期が足りなくなるので適切な工期をとるため。社会資本整備総合交付金事業は事業者間との調整に日数を要したため、適切な工期をとるため。

※質疑なく終了

【説明：農林水産課長】 11 款 災害復旧費 1 項 農林水産施設災害復旧費は林道中村大正線の災害復旧費で適切な工期をとるため。

【説明：まちづくり課長】 2 項 公共土木施設災害復旧費はまだ査定が残っているので適切な工期をとるため。

※質疑なく終了

●債務負担行為の補正（追加分：社会資本整備総合交付金事業（市道具同坂本線・具同三里線改良工事）に要する経費）

【説明：まちづくり課長】総事業費の見直しを行い、限度額を 19,937,000 円増とし、併せて工期も 30 年度までとするもの。

※質疑なく終了

■次に「第 4 号議案 平成 29 年度四万十市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」について執行部から説明を受け審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

●歳出

【説明：上下水道課長】1 款 下水道費 2 項 下水道施設費 1 目 下水道維持費は、下水道の汚泥搬入量の増加により、下水道負担額が増加したものの。

※質疑なく終了

●歳入

【説明：上下水道課長】一般会計から歳出に見合うものを繰り入れしたもの。

※質疑なく終了

■次に「第 6 号議案 平成 29 年度四万十市簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）」について執行部から説明を受け審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

●歳出

【説明：上下水道課長】量水器取替費の 140 万円は長生の県の急傾斜工事で簡水の配水管の移設の必要が生じた。量水器取替費を流用して対応したのでその分の補正。電気料の 330 万円は 11 月に岩間の沈下橋の橋脚が沈下し、水道の配水管が屈曲。給水できなくなるおそれがあったため、電気料を流用し早期の仮設工事に取り組んだので、流用元の電気料への補正。施設修繕費の 280 万円の主なものは、実崎水源の施設に落雷があり、器具が壊れたため修繕するもの。

※質疑なく終了

●歳入

【説明：上下水道課長】歳出でも説明したが、県の急傾斜の工事で配水管の移設が生じたため、県から補償金をいただくもの。

※質疑なく終了

■次に「第 7 号議案 四万十市公共下水道区域外流入分担金条例」について執行部から説明を受け審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：上下水道課長】下水道の処理区域外流入の場合は受益者負担金を賦課することができない。しかし、公共下水道に汚水を排除できるようになることにより、処理区域内と同様に利便性及び快適性の向上等が生じるため、不公平が生じる。本市においては区域外流入を希望する事案はないが、相談があった時に円滑な対応を行うために条例整備が必要であると考えている。

【質疑：宮本委員】対象となるのは角崎か。

【答弁：上下水道課長】想定される地域は角崎の一部を含む不破、岩崎町など。過去に 3 件あったのは、丸の内ハイランドや為末公園のところの安寿庵である。

【質疑：宮本委員】不破が入ってきたら、かなりの戸数だが、施設の処理能力は。機械の増設とかもあるのか。

【答弁：上下水道課長】地区のすべてではなくて、境界の際（きわ）の 1、2 件の対応と考えている。

【質疑：宮本委員】市内の区域内でもまだ下水道に繋いでないところも多くあると思うが、全戸繋いだ時の処理能力は大丈夫か。

【答弁：上下水道課長】全部繋いだとしても、区域外は数件であると考えているので大丈夫と思う。

※他に質疑なく終了

■次に「第 12 号議案 四万十市道路線の廃止について」と、「第 13 号議案 四万十市道路線の認定について」、執行部から説明を受け審査を行った。審査の結果、全会一致で、「第 12 号議案」は、原案のとおり可決すべきものと決し、「第 13 号議案」は原案のとおり認定すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：まちづくり課長】廃止の 1 路線は終点が変更となるので一旦廃止して、変更したものを今回の「認定」にあげている。認定の 8 路線のうち、カナリア団地 1 号線は何度も市道認定の要望があったもので、県の急傾斜工事が入り、地籍調査して、地権者と境界が固まり、全員から無償譲渡を受けたもの。

※質疑なく終了

■次に「第 21 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市立四万十農園めぐりっこ）」、執行部から説明を受け審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：農林水産課長】指定期間は平成 30. 4. 1 から平成 33. 3. 31 までで、新規の就農者の研修施設である。

※質疑なく終了

■次に「第 22 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市総合営農指導拠点施設）」、執行部から説明を受け審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

※説明、質疑なく終了

■次に「第 23 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（幡多公設地方卸売市場）」、執行部から説明を受け審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：観光商工課長補佐（原）】指定期間満了のため、新たに平成 30. 4. 1 から平成 33. 3. 31 まで指定管理を行うもの。

※質疑なく終了

■次に「第 24 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十川学遊館及びトンボ自然公園）」、執行部から説明を受け審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：観光商工課長補佐（田中）】指定期間満了のため、新たに平成 30. 4. 1 から平成 33. 3. 31 まで指定管理をお願いするもの。

【質疑：宮本委員】住民からいろいろ指摘を受けているのだが、トラスト運動が進んで、奥の方まで土地を買っている。が、とびとびに買っているので、中の皆さんが耕地としての機能を果たさなくなっている。維持管理などの大きなお金がかかるものは市がやらないといけないと思うが、できていないので、左岸の山に深い川ができています。市が責任をもってやらないといけないと思う。せっかく、あれだけの施設を作って、観光客にも来てい

ただいている。この重要な資産を維持していくためには市が管理すべき。市の内部でどの課が責任をとるか話してみしてほしい。「トンボ」も上流の田んぼの整備はまったくできていない。管理委託をお願いするなら指導をするべきではないか。

【答弁：観光商工課長補佐（田中）】おそらく流水の関係の住民からの要望の件だと思う。去年までは民民で話をつけてください、ということになっていた。しかし、行政相談が入り、その後、総務課、観光商工課、農林水産課、地震防災課が入り、どのような形で対応していくか検討した。トンボ保護区として条例上位置づけているので、市としても一定、責任があるとの認識で検討を進めている。

【質疑：宮本委員】土地の狭地直しくらいはやりたい、という話がでている。もうちょっと、取組みを急いで、早く解決してほしい。土地を全部買うならいいが、とびとびに買っているのでは、上流を買ったら下流がまったく、田んぼとして機能しない。そこをよくみて、行政判断でやってもらいたい。トンボに反対するものではない。管理をどこに言ったらいいかかわからない、ということではいけないので、行政の中でしっかりと話し合って早い結論を出してほしい。

【答弁：観光商工課長補佐（田中）】先日も関係各課で調査に行った。できるだけ速やかな対応に努めたい。

【質疑：垣内委員】獣害被害もあると聞いているが、クラウドファンディングを活用して資金を集めて、防護柵などに使っていきたいということを知ったが、市は知っているか。

【答弁：観光商工課長補佐（田中）】それも一つの手法であると思っているが、「観光」ではクラウドファンディングはなかなか募りにくいので、安岡議員の一般質問でもあったが、環境施設としての運営も視野に入れれば、クラウドファンディングもやりやすいのかな、と。今後学遊館とも協議していく。

【質疑：宮本委員】学遊館は市の持ち物。トラスト運動で買った土地はトンボと自然を考える会の持ち物か。

【答弁：観光商工課長補佐（田中）】トンボと自然を考える会の予算が裕福な時に買い進んできたと聞いているのでおそらくその通りと思う。

【質疑：宮本委員】それでむずかしいのではないかと思う。

【答弁：観光商工課長補佐（田中）】すみません。その中には四万十市の名義のものもある。民間も・・・

—小休中—

※【観光商工課長補佐（田中）】 詳細を把握していなかったもので、検討してみる。

—正 会—

※他に質疑なく終了

■次に「第 25 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十カヌーとキャンプの里かわらっこ）」、執行部から説明を受け審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：観光商工課長補佐（田中）】指定期間満了のため、新たに平成 30. 4. 1 から平成 33. 3. 31 まで指定管理を行うもの。

※質疑なく終了

■次に「第 26 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市ふれあいの館「星羅四万十）」、執行部から説明を受け審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：支所長兼地域企画課長】指定管理者は（株）四万十企画であり、指定期間満了のため、新たに平成 30. 4. 1 から平成 33. 3. 31 まで指定管理を行うもの。

※質疑なく終了

■次に「第 27 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市都市公園及び公園）」、審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

※説明、質疑なく終了

■次に「第 28 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市立古津賀ふれあい会館）」、審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

※説明、質疑なく終了

■次に「第 29 号議案 公の施設の指定管理者の指定について（宿泊体験型モデルハウス四万十ヒノキの家）」、審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

【質疑：松浦委員】ヒノキの家の利用状況は。

【答弁：農林水産課長】28 年度の状況だが、見学者が 227 名、宿泊者が 60 組、286 名、未就学児、小中学生の利用もあるので家族で来られるのが多いと思う。

【質疑：垣内委員】宿泊料金はどのくらいか。

【答弁：農林水産課長】4 名までは 2 万円。それを超えると追加料金という設定。

【質疑：勝瀬委員】対象者は、今後、市産材を使って家を建てようとする人が宿泊できるのか。誰でもできるのか。

【答弁：農林水産課長】どなたでも見学、宿泊していただくことができる。

【質疑：垣内委員】大人換算で何人宿泊できるのか。

【答弁：農林水産課長】資料が手元がないが、中 2 階もあり、和室も 2 部屋あるし、10 名くらいは宿泊できるのではないかと思う。

※他に質疑なく終了

■次に、分割付託を受けた「第 30 号議案 平成 29 年度四万十市一般会計補正予算（第 7 号）」について執行部から説明を受けそれぞれ審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

●4 款 衛生費から 7 款 商工費までは、一般職員の期末勤勉手当の制度改正と給与改定に伴うものであるので一括審査とした。

※説明、質疑なく終了

●8 款 土木費

【説明：まちづくり課長】2 項 道路橋梁費 2 目 道路橋梁等維持費は三里の沈下橋が通行止めになったことに伴う迂回路の整備費。4 目 道路新設改良費は岩間、勝間、三里の沈下橋について緊急な対応をすることにより、今より効果を発揮できるのではないかと計上した。残っている交付金事業の予算を流用し、足りない分は県の道路課から配分をいただくことで了承を得ており、内定をいただきしだい、申請する。

※質疑なく終了

【説明：上下水道課長】5 項 下水道事業費は下水道会計で説明する。

※質疑なく終了

●繰越明許費の補正

【説明：まちづくり課長】具同の高橋分岐の付近の橋梁が点検の結果、4 評定であったため、通行止めとしている。この部分について、工期を延長し、繰り越し事業で対応する。沈下橋の分も含まれている。

※質疑なく終了

■次に、「第 33 号議案 平成 29 年度四万十市下水道事業会計補正予算（第 3 号）」、「第 34 号議案 平成 29 年度四万十市と畜場会計補正予算（第 2 号）」、「第 36 号議案 平成 29 年度四万十市簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）」については、一般職員の期末勤勉手当の制度改正と給与改定に伴うものであるので一括審査とすることとした。審査の結果、全会

一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

※説明、質疑なく終了

■次に「陳情受理番号1 住宅リフォーム助成制度の制定」について審査を行った。

(陳情者：中村民主商工会 署名 627 名添付)

—小休中—

※提出者の中村民主商工会から説明を受け、まちづくり課長の意見も聞いたあとで質疑。

—正 会—

【意見：宮本委員】悪い意見ではないと思うが、率先してやるべきことを先にやって、財政状況も見極めて耐震に空きができてくれば、そちらに予算を回してもらおう。経済効果もないわけではないが、耐震を先にやるべき。リフォームは一旦取り下げて、待っていただくのが適當ではないか。

【意見：川村委員】耐震をやるのは持ち出しがいる。リフォームする場合、一緒に耐震もやるので、これをやると、逆に耐震も増えるのではないか。耐震は高額の持ち出しがいるのでできないが、リフォームなら、一部屋でもしたいという場合があるのでは。

【意見：白木委員】耐震は命を守るもの。それを一番にして、その後余裕のある方がリフォームする。市の補助金はあれもこれもできない時代。説明にもあったが、28年度は実施しているところは減ってきている。

【意見：垣内委員】黒潮町の耐震化率は80%を超えている。四万十市は30%もない状態。安心、安全の町づくりをすすめていかなければいけない。リフォームは快適性。

【意見：宮本委員】耐震工事はリフォームにもなる。今は耐震工事に重きを置いて進めるべきではないか。

【意見：川村委員】そういう意見もわかっているが、金額が高額なので。

※審査の結果、挙手採決し、賛成1名（川村委員）でこの陳情は不採択とすべきものと決した。

■次に学校教育課から、「四万十市立小・中学校再編計画」について報告を受けた。

—小休中—

※続いて事務局から報告事項

—正 会—

■以上で案件は全て終了し、委員長報告については正副委員長に一任ということで委員会を終了した。